

令和2年度水質事故発生状況

第1四半期発生状況

| 発生日 | | 水系 | 支川等 | 市町村 | 事故区分 | | | 原因 | 事故の概要 |
|-----|----|--------|---------|------|------|-----|-----|------|--|
| 月 | 日 | | | | 魚死亡 | 油浮遊 | その他 | | |
| | | | | | | | | | |
| 4 | 1 | 酒匂川(甲) | | 開成町 | | ○ | | 車両事故 | 「開成駅西口ロータリー付近でバスから燃料が漏洩した。」と町から県に連絡が入った。町が現地確認したところ、車両故障によりパワーステアリングオイルが道路上に漏洩し、雨で一部が水路に流出していることを確認した。水路に流出したパワーステアリングオイルはオイルマットを敷設して回収した。水道事業者も用水路下流などで採水検査を行い、問題ないことを確認した。新たな流出の恐れもないことから、本件の対応を終了した。 |
| 4 | 5 | 酒匂川(甲) | 鬼柳桑原排水路 | 小田原市 | | ○ | | 不法投棄 | 「鬼柳桑原排水路に油が流れている。」と県民から市に連絡が入った。市が現地確認したところ、近隣住民が水路にエンジンオイルを不法投棄したことが判明した。流出したエンジンオイルは水路下流にオイルマットを敷設して回収した。翌日、市が改めて現地確認を行い、油流出による影響が無いことから、本件の対応を終了した。 |
| 4 | 13 | 相模川(甲) | 中津川 | 愛川町 | | ○ | | 事業者 | 「愛川町角田の水路で油が流れている。」と県民から町に連絡が入った。町が現地確認したところ、上流から油流出が続いていたため、水路と中津川の合流地点にオイルプロッターを設置するとともに、上流を調査したところ、上流にある事業所内の側溝で油を確認した。事業者を確認したところ、4/3に、ボイラー用の重油を貯蔵している地下タンクからサービスタンクに重油を送る際に、操作ミスにより重油を流出させたとのこと。ふき取り等の回収を行ったものの、排水溝等に残留した油が前夜からの雨で流出したものと考えられた。事業者に対しては、重油流出の経緯や再発防止策等をまとめた報告書を提出するよう指導した。通報現場付近で油臭が残っていたため、オイルプロッターを設置したままにして数日間監視したが、4/20、新たな流出も無いことからオイルプロッターを回収して、本件の対応を終了した。 |
| 4 | 21 | 金目川(甲) | 水無川 | 秦野市 | | ○ | | 不明 | 「水路に油が流れている。」と県民から市に連絡が入った。市が現地確認をしたところ、水路の水は流れておらず、流出した油も回収できないほど少量であった。翌日、市が改めて現地確認したところ、河川への流出の恐れがなく、新たな流出もないことから、本件の対応を終了した。 |
| 5 | 13 | 相模川(乙) | 目久尻川 | 藤沢市 | | ○ | | 不明 | 「目久尻川の大昭橋付近で油が流れている。」と消防から藤沢市及び寒川町に連絡が入った。市町が現地確認したところ、通報現場下流の寒川橋及び上流の用田堰で油浮遊を確認したため、オイルフェンス等を設置した。翌日、用田堰の海老名市側用水路の上流にある事業所の排水から油臭があったため、県と海老名市で立入検査を実施したが、事業所内の排水溝に油膜は確認されたものの、排水処理後の最終放流口では油膜は無く、貯油施設にも異常は無かった。新たな流出は無く、油臭も無いことから、オイルフェンス等を回収して、本件の対応を終了した。 |
| 5 | 28 | 山王川(乙) | | 小田原市 | | ○ | | 事業者 | 「山王川の天神橋付近に油が浮いている」と市民から市に連絡が入った。市が現地確認したところ、河川に油浮遊を確認したため、オイルフェンスを設置した。上流を調査したところ、既に倒産した事業所内で漏えいした油が付近の側溝へ流出したことを確認した。事業者が側溝の浚渫を行い、新たな流出が確認できなくなったことから、オイルフェンスを撤去して、本件の対応を終了した。 |
| 5 | 28 | 金目川(乙) | 高根川 | 平塚市 | | ○ | | 不明 | 「平塚市山下の下河原橋上流の高根川から灯油のようなものが流れている。」と市民から市に通報が入った。市が現地確認したところ、少量の油膜を確認したため、オイルマットを設置したが、上流からの流入は確認できず、原因は特定できなかった。後日現地確認したところ、油膜等は確認されなかったため、オイルマットを回収し、本件の対応を終了した。 |
| 6 | 4 | 酒匂川(甲) | 狩川 | 南足柄市 | | ○ | | 不明 | 「事業所北門付近の用水路に油が浮いている。」と守衛から南足柄市に連絡が入った。市が現地確認したところ、用水路に油膜を確認したため、オイルマットを設置した。翌日、再度現地確認したところ、油膜等は確認されなかったため、オイルマットを回収し、本件の対応を終了した。 |
| 6 | 5 | 金目川(乙) | 三沢川 | 平塚市 | | ○ | | 交通事故 | 「交通事故により、乗用車が三沢川に転落し油が流出した。」と警察から大磯町に連絡が入った。町及び平塚市が現地確認したところ、油が下流20m程度の範囲まで流出していたため、オイルマットを設置した。後日、現地確認したところ、付近の上流・下流ともに油膜等は確認されなかったため、オイルマットを回収し、本件の対応を終了した。 |

| | | | | | | | | | |
|---|----|--------|------|------|--|---|--|------|---|
| 6 | 8 | 相模川(乙) | 目久尻川 | 綾瀬市 | | ○ | | 不明 | 「目久尻川の内藤橋付近に油が浮いている。」と市民から警察に連絡が入った。県と綾瀬市及び藤沢市が現地確認したところ、上流の小園橋付近の水中に不法投棄された原付バイクが原因の一つであることを確認したため、オイルマットを設置するとともに、原付バイクを撤去した。さらに別の原因について調査を行ったが、特定はできなかった。翌日、再度現地確認したところ、油膜等は確認されなかったため、オイルマットを回収し、本件の対応を終了した。 |
| 6 | 11 | 相模川(乙) | 目久尻川 | 綾瀬市 | | ○ | | 不明 | 「目久尻川の小園橋付近で油臭がして水面が光っている。」と市民から綾瀬市に連絡が入った。綾瀬市が現地確認したところ、かなりの量の油が浮遊していることを確認した。海老名市が上流を確認したところ、目久尻橋付近から油が流入していることを確認したため、やや下流にオイルフェンスを設置した。また、藤沢市は農業用水の取水を停止した。翌日、油が確認されなかったため海老名市はオイルフェンスを撤去したが、藤沢市は用田堰で油が確認されたことから、農業用水の取水堰にオイルマットを設置した。後日、藤沢市が再度現地確認したところ、油膜等は確認されなかったため、取水堰のオイルマットを回収し、本件の対応を終了した。 |
| 6 | 14 | 中村川 | | 中井町 | | ○ | | 交通事故 | 「軽乗用車が河川に転落し、車の向きを変える作業時に少量の油が河川に流出した。作業完了後、油の流出も確認されなかったため、撤収した。」と消防から県に連絡が入った。県が現地確認したところ、事故処理は既に終了しており、油膜等は確認されなかったため、本件の対応を終了した。 |
| 6 | 14 | 金目川(乙) | 渋田川 | 平塚市 | | ○ | | 不明 | 「真土小学校西側を南北に流れる農業用水路に油が流れている。」と市民から市に連絡が入った。市が現地確認したところ、油臭を確認した。上流調査で雨水排水路に油が流入しているのを確認したためオイルマットを設置したが、発生源は判明しなかった。その後、流出した油の量も少なく、新たな流入は確認されなかったことから、本件の対応を終了した。 |
| 6 | 16 | 神戸川 | 二又川 | 鎌倉市 | | ○ | | 不明 | 「二又川で油が浮遊している。」と市民から市に連絡が入った。市が現地確認したところ、腰越行政センター裏手で油浮遊を確認したため、オイルマットを設置するとともに、上流を調査したところ、川間橋と二又1号橋の間に流れ込む雨水側溝から油が流入していることを確認した。翌日、再度現地確認したところ、油膜等は確認されなかったため、オイルマットを回収し、本件の対応を終了した。 |
| 6 | 17 | 相模川(乙) | 目久尻川 | 綾瀬市 | | ○ | | 事業所 | 「目久尻川の武者寄橋付近で油が浮遊している。」と市民から綾瀬市に連絡が入った。綾瀬市が現地確認したところ、油が浮遊していることを確認したため、オイルフェンスを設置した。また、上流の海老名市が油が流入していることを確認した目久尻橋付近のやや下流に、下流の藤沢市が道庵橋にて油膜と油臭を確認したため、農業用水の取水堰にオイルマットを設置した。翌日、県が目久尻橋左岸にある事業所の排水管付近に油污れがあること、目久尻橋直下左岸側に油溜りがあることを確認し事業所に立入したが、原因究明に至らなかった。海老名市はオイルマットで油溜りの油を回収するとともに、油溜り周辺を囲う形でオイルフェンスを設置した。1週間後、海老名市消防から、事業所の地下埋設タンク・配管の気密試験の結果、軽油が漏洩していることが判明したと連絡があり、現地確認したところ、軽油が油水分離槽にも流入している可能性があることが判明したことから、水質汚濁防止法に基づく指示書を交付し、事業場外及び油水分離槽の油について、流出防止措置を講じること、原因究明のうえ再発防止策を検討し報告すること等を指示した。下流側で油の浮遊が認められないこと、原因者による措置が講じられ、油が下流側に流出するおそれはないと考えられることから、本件の対応を終了した。 |
| 6 | 22 | 境川(乙) | | 藤沢市 | | ○ | | 不明 | 「境川の高鎌橋付近の高飯堰で油を目撃した。上流から流れてきている。」と農業従事者から藤沢市に連絡が入った。藤沢市が現地確認したところ、高鎌橋の少し上流にある諏訪神社対岸(横浜市側)の水路から油が流出していることを確認したため、河川への流入箇所に、横浜市及び県が、高飯堰で藤沢市がそれぞれオイルフェンスを設置した。後日、油膜等が確認されないことから、オイルフェンスを回収し、本件の対応を終了した。 |
| 6 | 23 | 酒匂川(甲) | | 小田原市 | | ○ | | 事業者 | 「鬼柳工業団地付近の水路に油が流れている。」と市民から市に連絡が入った。市が現地確認したところ、油浮遊を確認したため、オイルフェンスを設置するとともに、上流の事業所の排水口から油の流出を確認したため、排水口付近にオイルマットを設置した。事業者は事情聴取等を行い、グリーストラップ設置等の対策を講じることとなった。翌日、再度現地確認したところ、新たな流出がないため、オイルフェンス及びオイルマットの一部を回収し、本件の対応を終了した。 |

第2四半期発生状況

| 発生日 | | 水系 | 支川等 | 市町村 | 事故区分 | | | 原因 | 事故の概要 |
|-----|----|--------|---------|------|------|-----|-----|------|--|
| 月 | 日 | | | | 魚死亡 | 油浮遊 | その他 | | |
| | | | | | | | | | |
| 7 | 8 | 境川 | 梅田川雨水幹線 | 鎌倉市 | | ○ | | 事業所 | 「大船6丁目付近の水路で油がわずかに流れていた。」と市民から市に連絡が入った。市が現地確認したところ、上流の事業所内で油臭を確認したが原因究明には至らなかった。後日、事業者が灯油地下タンクの漏えい検査をしたところ、給油口からタンクまでの間にピンホールが見つかり、それが漏洩の原因と判明した。事業者は、構内雨水樹に油吸収シートを設置することに加えて、道路側の排水口にエルボ管を取付け、雨水のみが排出される仕組みの灯油漏出防止策を講じるとともに、雨水樹及び水路等のモニタリングを継続実施することにした。事業者から上記灯油漏出防止策等について報告書が提出され、灯油漏出防止策が講じられたため、本件の対応を終了した。 |
| 7 | 13 | 田越川 | 久木川 | 逗子市 | | ○ | | 事業所 | 「ヘリでパトロール中に田越川河口の渚橋付近で油浮遊を確認した。」と警察から県と市に連絡が入った。市が現地確認したところ、上流の事業所内のオイルタンクからエンジンオイルが60～70ℓ流出したことが判明したため、事業所付近の側溝にオイルマットを設置するとともに、事業所内に残っている油を清掃するよう指示した。また、田越川本線の久木川合流部下流で油膜がみられたことから、県がオイルマットを川へ設置して油の吸着作業を数日間実施し、油の回収完了をもって、本件の対応を終了した。 |
| 7 | 17 | 境川 | 大塚川 | 鎌倉市 | | ○ | | 事業所 | 「大塚川で油が流れている。」と消防から市に連絡が入った。市が現地確認したところ、現地に隣接する事業所の敷地から油が流れ、道路脇の側溝のグレーチングに流れ込んでいたのを確認したため、オイルマットを敷きグレーチングに流れ込まないよう対応するとともに、事業者に油の回収と今後の対策をとるよう指導した。新たな油の流出は確認されないため、本件の対応を終了した。 |
| 7 | 17 | 中村川 | ┆ | 中井町 | | ○ | | 不明 | 「中井町役場の近くを流れる中村川に油が浮いている。」と町職員から町に連絡が入った。油浮遊量は少量で、町がオイルマットを設置した。その後、県が、流出の原因と疑われる事業所へ立入調査を行い、数日前に破損した重機のホースから場内に流出した油が、連日の雨で排水口から水路へ流出したことが原因と推測できたが、排水口が暗渠にあり、原因者として特定はできなかった。事業所へ口頭で厳重注意を行い、事故の際は町に報告するよう伝えた。後日、新たな油の流出がないことを確認し、オイルマットを回収して、本件の対応を終了した。 |
| 7 | 29 | 引地川(乙) | 蓼川 | 綾瀬市 | | ○ | | 不明 | 「蓼川で油が浮遊している。」と市民から綾瀬市に連絡が入った。綾瀬市が現地確認したところ、藪根橋の排水口より油流出を確認したため、下流の藤沢市にも連絡し、綾瀬市は排水口及び藪根橋下流に、藤沢市は新境橋及び2か所の農業用水取水堰に、それぞれオイルマットを設置した。後日、綾瀬市が排水口に設置したオイルマットにより河川への流出がなくなったことから、河川に設置したオイルマットをすべて撤去し、本件の対応を終了した。 |
| 8 | 4 | 酒匂川(甲) | ┆ | 小田原市 | | ○ | | 事業所 | 「農業用水路に油が流れていると連絡があり、現場を確認したところ、水路の水草等に油膜と思われる痕跡を確認した。」と住民から市に連絡が入った。市が現地確認したところ、現場付近の水路に油膜を確認したため、上流を確認したが、油膜の痕跡、流入を確認できなかった。数日後、「先日と同じ農業用水路に油が流れている。」と市民から市に連絡があり、市民が上流の事業所の排水からの油流出を確認したため、市が立入調査を実施したところ、油圧式リフトの解体工事の際に発生した油の残渣が場内の側溝に排水され、グリーストラップの処理能力オーバーにより水路に油が流出した可能性があることが判明した。後日、原因者がグリーストラップの清掃を実施し、是正報告書等が提出され、油の流出の恐れはなくなったため、本件の対応を終了した。 |
| 8 | 18 | 金目川(甲) | 葛葉川 | 秦野市 | | ○ | | 交通事故 | 「トラック1台と乗用車2台の交通事故により、トラック1台から軽油、乗用車1台からガソリンが道路上に流出し、一部が側溝に流れた。」と消防から市に連絡が入った。市が現地確認したところ、油が側溝に流出していたため、オイルマットを設置した。後日、再度現地確認したところ、側溝の油はほぼ回収できており、河川等への影響も確認されないため、オイルマットを回収し、本件の対応を終了した。 |

| | | | | | | | | | | | |
|---|----|--------|-----|------|--|--|--|--|---|------|---|
| 8 | 28 | 酒匂川(甲) | 金瀬川 | 小田原市 | | | | | ○ | 車両事故 | 「飯泉にある事業所の駐車場で乗用車からガソリンが流出した。」と消防から市に連絡が入った。市が現地確認したところ、乗用車がグレーチングを跳ね上げ、それが燃料タンクに突き刺さり、燃料が流出したことが判明した。流出量は最大45Lで、消防対応中に降雨があり、道路側溝に流出した可能性があったが、側溝にも河川にも痕跡は確認できなかった。新たな油の流出は確認されないため、本件の対応を終了した。 |
| 9 | 2 | 酒匂川(甲) | | 小田原市 | | | | | ○ | 工事現場 | 「農業用水路に油膜がある。」と市民から市に連絡が入った。市が現地確認したところ、道路舗装工事現場において、降雨によりアスファルト舗装の表面の油が付近の農業用水路に流出したことが判明したため、工事業者に現場下流の水門にオイルフェンスの設置を指示した。オイルフェンス設置による流出防止対策を行い、新たな流出の恐れもないことから、本件の対応を終了した。 |
| 9 | 28 | 田越川 | 久木川 | 逗子市 | | | | | ○ | 不明 | 「田越川の富士見橋付近で油が浮いている。」と市民から市に連絡が入った。市が現地確認したところ、富士見橋から富士塚橋までの間で油浮遊を確認したが、油の量が少なく、かつ、川の色と同化しており、油の回収も発生源の特定もできなかった。このため、原因不明で本件の対応を終了した。 |

第3四半期発生状況

| 発生日 | | 水系 | 支川等 | 市町村 | 事故区分 | | | 原因 | 事故の概要 | |
|-----|----|--------|--------|-----|------|-----|-----|----|-------|--|
| 月 | 日 | | | | 魚死亡 | 油浮遊 | その他 | | | |
| | | | | | | | 内容 | | | |
| 10 | 19 | 金目川(乙) | 笠張川 | 厚木市 | | | ○ | | 不明 | 「市職員から笠張川の厚木市と平塚市の市境付近で油が流れていると連絡があった。」と厚木市から平塚市に情報提供があった。厚木市と平塚市が現地確認したところ、油膜が確認されたので計5箇所オイルマットを設置した。市境から50~60m上流の川の中に油が入ったビニール袋が複数個あり、そこから油が少しずつ漏れていたため、厚木市がビニール袋を回収した。後日、流出した油の回収が完了したため、河川に設置したオイルマットをすべて撤去し、本件の対応を終了した。 |
| 10 | 21 | 金目川(乙) | 笠張川 | 平塚市 | | | ○ | | 不明 | 「笠張川の小大橋付近に油缶が捨てられている。」と平塚市消防から市環境保全課に連絡が入った。市が現地確認したところ、油の流出が確認され、流出元と思われる場所には油圧シンダーやオイル缶など沢山のごみが不法投棄されていたため、市は不法投棄物を引き上げ回収した。その後も、2日前に上流で発生した水質事故のものと思われる油膜が確認されたため、現地確認・発生源調査を継続したが、後日、上流で発生した水質事故で流出した油の回収が完了したため、本件の対応を終了した。 |
| 10 | 21 | 芦ノ湖 | | 箱根町 | | | ○ | | 事業者 | 「遊覧船に燃料給油中に油が流出した。」と遊覧船を運営する事業者から町に連絡が入った。流出量は10程度で、事業者が中和剤を入れ応急措置を行うとともに、油の回収作業をした。新たな流出の恐れがなく、事業者が措置を講じていることから、本件の対応を終了した。 |
| 10 | 30 | 相模川(乙) | 目久尻川 | 綾瀬市 | | | ○ | | 不明 | 「古矢橋付近に油膜がある。」と市民から市に連絡が入った。市が現地確認したところ、目視で薄っすらと油が浮遊していることを確認したため、下流の吉野橋にオイルマットを設置した。後日、現地確認したところ、設置したオイルマットには油は確認されず、また河川への新たな油の流入も確認されなかったため、オイルマットを撤去し、本件の対応を終了した。 |
| 11 | 26 | 引地川(乙) | | 大和市 | | | ○ | | 不法投棄 | 「福田7号橋付近の雨水管から引地川に油が流入している。」と県土木事務所から連絡が入った。大和市が現地確認したところ、川に流入する道路側溝にバイクのエンジンオイルフィルターとエンジンオイルのものと思われる容器が投棄されていた。大和市は、これらを撤去し、雨水管流出口の上流のマンホール内部にオイルマットを設置した。下流の藤沢市も、市境に近い長堰で少量の油が滞留していたのでオイルマットを設置した。翌日、油の流出が確認されなかったことから、大和市と藤沢市がオイルマットを撤去して、本件の対応を終了した。 |
| 12 | 5 | 相模川(乙) | 天神森排水路 | 平塚市 | | | ○ | | 不明 | 「天神森排水路の下川原橋で油が浮遊している。」と市民から市に連絡が入った。市が現地確認し、油浮遊が確認された2箇所にオイルマットを設置したが、原因の特定はできなかった。後日、市が現地確認して、油が確認されなくなったことから、オイルマットを撤去して、本件の対応を終了した。 |

| | | | | | | | | | | |
|----|----|--------|--------|------|--|--|--|--|------|--|
| 12 | 6 | 相模川(乙) | 目久尻川 | 綾瀬市 | | | | | 不明 | 「目久尻川の虚空蔵橋付近で油が浮遊している。」と市民から綾瀬市に連絡が入った。綾瀬市が現地確認したところ、油浮遊が確認されたため吉野橋にオイルフェンスを設置した。また、藤沢市及び寒川町が下流を確認したが、油浮遊は確認できなかった。綾瀬市が原因調査を行ったが、上流や虚空蔵橋にある排水路から油が流れ込んでいる様子はなく、原因を究明することができなかった。後日、油が確認されなくなったことから、オイルフェンスを撤去して、本件の対応を終了した。 |
| 12 | 21 | 酒匂川(甲) | 中曽根排水路 | 小田原市 | | | | | 不明 | 市内事業所から「所内を流れる水路に油が浮遊している」との連絡が市に入った。市が現地確認をしたところ、中曽根排水路と土手根排水路の合流地点で油膜等を確認したため、排水路下流域3ヶ所にオイルフェンスを設置した。翌日、市が再度、現地確認をしたところ、水路に油膜等が確認されなくなったことから、オイルフェンスを撤去し、本件の対応を終了した。 |
| 12 | 22 | 滑川(乙) | | 鎌倉市 | | | | | 不明 | 「滑川の閻魔橋付近で油が浮遊しているのを確認した。」と県土木事務所から県と市に連絡が入った。市が現地確認したところ、薄い油膜を確認したため、滑川河口部にオイルマットを設置するとともに、上流部に浮遊する油を回収した。閻魔橋上流の琵琶橋に流入する暗渠に油の痕跡があったため、琵琶橋付近にオイルマットを設置して下流への流出を防止し、河口部に設置したオイルマットは撤去した。琵琶橋に流入する暗渠の調査は、水質事故とは別途対応することとし、本件の対応を終了した。 |
| 12 | 23 | 金目川(甲) | | 秦野市 | | | | | 交通事故 | 「トラック1台と乗用車2台の交通事故により、そのうちの1台から燃料以外の油が道路上に流出し、一部が側溝に流れた。」と消防から市に連絡が入った。市が現地確認したところ、少量の油が側溝に流出していたため、オイルマットを設置した。後日、オイルマットは国道事務所により撤去され、油も確認されなくなったことから、本件の対応を終了した。 |

第4四半期発生状況

| 発生日 | | 水系 | 支川等 | 市町村 | 事故区分 | | | 原因 | 事故の概要 |
|-----|----|--------|---------|-----|------|-----|-------|----|--|
| 月 | 日 | | | | 魚死亡 | 油浮遊 | その他内容 | | |
| 1 | 13 | 境川(乙) | 柏尾川(大塚) | 鎌倉市 | | ○ | | | 「大塚川に油が浮遊している。」と河川に隣接する事業所から市に連絡が入った。発見と同時に当該事業所がオイルマットを設置した。市が現地確認したところ、上流部の水路から油が流入していることが分かったが、原因を究明することはできなかった。後日、市が現地確認して、油が確認されなくなったことから、オイルマットを撤去して、本件の対応を終了した。 |
| 1 | 16 | 丹沢湖 | | 山北町 | | ○ | | | 「丹沢湖に車両が転落し、車両から燃料が流出した。」とダム管理事務所から町と県に連絡が入った。町と県が現地確認したところ、車両の前方からの油の流出を確認したため、ダム管理事務所、町、県の三者でオイルフェンス等を設置した。後日、車両の引き上げが完了し、これ以上流出する恐れがなくなったため、オイルフェンス等を撤去して、本件の対応を終了した。 |
| 1 | 26 | 相模川(甲) | 恩曾川 | 厚木市 | | ○ | | | 「恩曾川にフォークリフトが転落した。」と市消防から市に連絡が入った。市が現地確認したところ、エンジンオイルが流れていることを確認したため、オイルマットを設置した。フォークリフトの引き上げが完了し、これ以上流出する恐れがなくなったため、オイルマットを撤去して、本件の対応を終了した。 |
| 1 | 27 | 相模川(乙) | 天神森排水路 | 平塚市 | | ○ | | | 「天神森排水路に油が浮遊している。」と市民から平塚市に連絡が入った。上流の厚木市が現地確認したところ、ビニールハウスの暖房用ボイラーの地下配管から漏洩した重油がU字溝を経由して排水路に流出していたため、ボイラーの使用を停止しオイルマットを設置した。平塚市は相模川に流入する手前の天神橋付近にオイルマットを設置した。後日、厚木市がU字溝内に溜まった油を回収するとともに、U字溝の両端を土嚢で塞ぎ、排水路に新たに重油が流出しないよう措置を講じたため、平塚市は天神橋付近に設置したオイルマットを撤去して、本件の対応を終了した。 |
| 2 | 3 | 相模川(乙) | 目久尻川 | 寒川町 | | ○ | | | 「目久尻川のいこい橋付近で油が浮遊している。」と町民から町に連絡が入った。町が現地確認したところ、上流の端午橋左岸側に油が流入している排水口を確認したため、町は当該排水口付近など複数箇所にオイルマットを設置した。後日、町が現地確認して、油が確認されなくなったことから、オイルマットを撤去して、本件の対応を終了した。 |

| | | | | | | | | | | |
|---|----|--------|---------|------|--|---|--|--|------|---|
| 2 | 4 | 境川(乙) | 倉久保川 | 鎌倉市 | | ○ | | | 不明 | 「事業所敷地内を流れる倉久保川に油が浮遊している。」と事業所から市に連絡が入った。市が現地確認して、オイルマットを設置したが、原因を究明することはできなかった。後日、市が現地確認して、油が確認されなくなったことから、オイルマットを撤去して、本件の対応を終了した。 |
| 2 | 5 | 滑川(乙) | 御谷川 | 鎌倉市 | | ○ | | | 不明 | 「滑川の支川である御谷川の小町橋付近で油が浮遊している。」と市職員から市に連絡が入った。市が現地確認したところ、小町橋付近で油が滞留しているのを確認したため、オイルマットを設置した。後日、市が現地確認して、油が確認されなくなったことから、オイルマットを撤去して、本件の対応を終了した。 |
| 2 | 8 | 相模川(乙) | 歌川分流排水路 | 平塚市 | | ○ | | | 不明 | 「天神森排水路で油が浮遊している。」と付近の事業所から平塚市に連絡が入った。平塚市が現地確認したところ、天神橋付近で油が確認されたため、オイルマットを設置するとともに、上流の歌川分流排水路の厚木市域で油が確認されたため、厚木市に情報提供を行った。情報提供を受け、厚木市は市境付近にオイルマットを設置するとともに、上流を調査し、戸田小学校付近の水路に投棄されたと思われる油を確認したため、そこにもオイルマットを設置した。後日、両市が現地確認して、油が確認されなくなったことから、オイルマットを撤去して、本件の対応を終了した。 |
| 2 | 13 | 境川(乙) | 柏尾川 | 藤沢市 | | ○ | | | 事業者 | 「境川の新川名橋付近で油が浮遊している。」と消防から市に連絡が入った。市が現地確認したところ、上流の柏尾川の川名東橋付近の砂州から油が染み出ているのを確認したため、オイルマットを設置した。当該地の川沿いの道路側溝でも油を確認したため、隣接する事業所に聞き取りをしたところ、油圧ジャッキのエア抜き管から油が垂れていることを確認したため、市は当該事業者に道路側溝の清掃を指示した。後日、市が現地確認して、油が確認されなくなったことから、オイルマットを撤去して、本件の対応を終了した。 |
| 2 | 20 | 相模川(乙) | 目久尻川 | 綾瀬市 | | ○ | | | 不明 | 「目久尻川に油が浮遊している。」と市民から警察を通じて綾瀬市に連絡が入った。綾瀬市が現地確認したところ、道庵橋下流30m付近の右岸側のコンクリート管から油が流れ出ているのを確認したため、コンクリート管付近にオイルマットを設置した。下流の藤沢市と寒川町も現地確認をしたが、油は確認できなかった。後日、綾瀬市が現地確認して、油が確認されなくなったことから、オイルマットを撤去して、本件の対応を終了した。 |
| 3 | 9 | 相模湾 | ┃ | 湯河原町 | | ○ | | | 船舶事故 | 「福浦漁港で船が沈没し、油が浮遊している。」と町から県に連絡が入った。町と県が現地確認したところ、船に搭載していた軽油が漁港内に流出しており、海上保安庁と漁業協同組合が油を回収した。翌日、沈没した船を漁港内にてクレーン船で引き揚げ、台船に乗せて真鶴港に陸揚げした。後日、漁港内に残っていた油の回収が完了したことから、本件の対応を終了した。 |
| 3 | 22 | 引地川(乙) | 比留川 | 綾瀬市 | | ○ | | | 不明 | 「比留川に流入する水路に油が浮遊している。」と市民から市に連絡が入った。市が現地確認し、水路と比留川の合流地点で油浮遊が確認されたためオイルフェンスを設置したが、原因の特定はできなかった。後日、市が現地確認して、新たな油の流入は確認されず、拡大するおそれもないことから、本件の対応を終了した。 |